

岡崎市監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和4年5月31日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

措置の通知書（市民安全部 市民協働推進課）

令和3年4月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

令和4年1月28日まで

監査結果	措置状況
<p>電柱に係る行政財産目的外使用許可について、対象となる土地が他課の所管であるにもかかわらず許可しているものがあったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>当該行政財産目的外使用許可について、申請者に事情説明を行い、変更申請を行わせ、当該物件の許可を取り消した。</p> <p>また、正しい土地の所管課である都市施設課へ申請を行わせた。</p>